

京都市環境影響評価等に関する条例の改正について

1 諮問事項

京都市環境影響評価等に関する条例の改正について

2 諮問理由

「戦略的環境アセスメント」（以下「SEA」という。）の実施義務づけ等を内容とする法改正案が、国会で審議中である。

そのため、本市の環境影響評価条例についても、本改正法の内容を踏まえて改正について検討を開始する必要がある。

3 審議事項

法改正の審議状況を踏まえた本市の条例改正の必要性について

（具体的な検討内容）

- 民間事業への計画段階配慮事項の検討（SEA）の義務づけ
- 方法書段階での説明会の開催を義務づけ
- その他、図書インターネット等での縦覧等の実施

参考）環境影響評価制度について

事業者自らが、道路や鉄道の新設や大規模建築物の新築、あるいは大規模な開発事業等の実施・意思決定を行うに当たり、あらかじめ環境への影響について、調査、予測、評価を行い、環境に配慮した、よりよい事業計画を作り上げていくための制度である。本市では、国の「環境影響評価法」の対象とならない小規模な事業や法が対象としない種類の事業を対象とする「京都市環境影響評価等に関する条例」（平成11年6月施行）を制定している。

戦略的環境アセスメントについて

より環境に配慮した事業計画が行えるよう、上記の事業実施段階での環境影響評価のさらに前の段階である計画段階から、環境への影響について、調査、予測及び評価を行い、環境への配慮を意思決定に統合する仕組みである。

本市では、平成16年10月1日に要綱を策定し、本市が実施する一定規模以上の事業計画の策定時に、SEAを実施している。